

動産サポート

登録ナンバープレートの付いていない建設機械、小物類などのレンタル機械を使用中に起きた事故による機械本体の損害をサポートします

損害額は機械の時価額が上限となります

具体的にはレンタル機械を通常の作業、操作中、およびレンタル機械を保管中に発生した事故による損害

レンタル機械の運送中の事故で生じた損害、但し輸送業者に委託した運送は除きます

火災、盗難事故を含みます

※ 1 通常の作業、操作とは、法令、取り扱い説明書に則した運転及び使用を指します。

※ 2 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

※ 3 運送中は適確な荷締めと落下防止策を講じてください。

◆「お客様負担金（免責）」

部分損害 100万円未満

100万円以上 300万円未満

300万円以上 500万円未満

500万円以上

盗難・全損

損害額により負担金が異なります。

1事故につき10万円。（軽機械・小物類は除く）

実損害額の10%。

実損害額の20%。

実損害額の30%。

実損害額の30%。

※ 2回目以降の事故は、お客様負担金を2倍とさせていただきます。

◆サポートさせていただいた事故例

1. 作業中に油圧ショベルが操作ミスで横転し、キャビンを破損してしまった。
2. 現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
3. 運送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損してしまった。
4. 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
5. 油圧ショベルで作業中、誤ってアームをぶつけてしまい破損してしまった。

◆サポート「対象外」事故 ※「Catレンタル九州サポート制度共通免責規定」参照

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
2. 詐欺・横領等の不誠実行為による損害。
3. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。
4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
5. バケット、ツース等消耗品や管球類（ライト等）の損害。
6. 凍結による損害。（ラジエーター等）
7. 電氣的・機械的による損害。（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。
9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害。
11. 所轄警察署へ届出がない場合。（盗難、いたずら、当て逃げ被害事故）
12. 置き忘れ、紛失による損害。
13. 部品などの機械の部分盗難。
14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタピラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。
15. すべてのシリンダー類の単独破損。
16. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険度の高い現場の事故。
17. サポート対象外商品の事故。（ハウス・トイレ・敷鉄板等）
18. 事故現場から修理工場又は弊社へ輸送するまでの費用。（クレーン代等の引き上げ費用、回送費用、入替え費用、現場での点検費用等）
19. 危険行為による損害。（事故が予見できる行為）
20. 地震、噴火、津波、水災、土石流など自然災害による損害。

◆サポート「対象外」の事故例

1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームが破損してしまった。
2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲ってしまった。
3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった。
4. 解体作業で油圧ショベルのシリンダーにガラがあたり破損してしまった。
5. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。
6. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。
7. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
8. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
9. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。
10. 養生をせずに吹き付け作業をしたため、近くに停車している建設機械を汚損した。
11. 用途外の使用で吊上げ作業を行い破損した。
12. 建設機械を運送中、高さ制限箇所での確認不足により衝突破損した。